

○農務省、厚生労働省、
環境省、経済産業省、
告示第六号

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律（平成七年法律第百十二号）第十一条第三項の規定に基づき、特定事業者責任比率（平成八年農林水産省、通商産業省、告示第七号）の一部を次のように改正し、令和八年四月一日から適用する。

令和八年三月三十日

農務大臣	片山さつき
厚生労働大臣	上野賢一郎
農林水産大臣	鈴木 憲和
経済産業大臣	赤澤 亮正
環境大臣	石原 宏高

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

備考 表中の「」は注記である。	改 正 後		改 正 前	
	[略]	[略]	[略]	[略]
	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物	規則第四条第二号に規定する分別基準適合物
	特定分別基準適合物	特定分別基準適合物	特定分別基準適合物	特定分別基準適合物
	一〇〇分の九一	一〇〇分の八九	一〇〇分の八二	一〇〇分の八八
	特定事業者責任比率	特定事業者責任比率	特定事業者責任比率	特定事業者責任比率